千代田グループ
従業員ハンドブック
（第11版）



パーパス・ミッション

行動指針・CSR 基本方針

行動規範/役職員行動の

手引き

会社（組織）方針

国連グローバル・コンパクト

SDGs・マテリアリティ

コンプライアンス相談・通報制度

BCP

危機管理

CHIYODA CORPORATION

All Rights Reserved. CHIYODA 2025

トップメッセージ

持続可能な社会の実現に向けて

千代田化工建設グループは、1948 年に「技術による社会への奉仕」をスローガンに創立され、当社ミッションである「エネルギーと環境の調和、健やかで豊かな未来」を目指してグローバルな課題の解決に取り組んできました。

社会環境が大きく変化する中、社会課題を解決するイノベーションを創出する企業に大きな期待がかけられています。多くの社会課題の中でも「気候変動」への取り組みは、当社グループにとって最も重要な経営課題の 1 つであるとともに、カーボンニュートラルを目指す世界の潮流は、技術を社会実装化することを使命とする当社にとって大きなチャンスと捉えています。

事業による課題解決を SDGs*1 の達成に結び付けていくと共に、GHG の排出削減と、炭素循環という社会的な要請に応えるべく、技術で挑戦し、2050 年カーボンニュートラル社会の実現に向け、ミッションを担っていきます。

当社は今後も時代の要請を把握し、エンジニリングの総合力にデジタル革新技術を活用して、当社のパーパス「社会の“かなえたい”を共創（エンジニアリング）する」（Enriching Society through Engineering Value）の体現を通じて社会価値を創出し、人と地球の持続的で豊かな社会の実現に貢献して参ります。

公明正大な企業運営と信頼される企業を目指して

事業を推進していく中で変わらず重要なことは、フェアーな規範に基づく透明性の高い企業運営です。コンプライアンスの遵守に留まらず、高い倫理感を持って公明正大に事業を運営し、取引先やパートナーにもその精神を働きかけています。

千代田化工建設グループは、社員一人ひとりが広い視野と情熱を持ち、エネルギーと地球環境の未来を創るエンジニアリング会社として、社会課題の解決に貢献し、ステークホルダーの皆さまから信頼される企業を目指していきます。



代表取締役社長 CEO 兼 CSO

太田　光治

＊1：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までに達成を目指す国際目標。

目　次

トップメッセージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第 11 版改定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

千代田グループの企業理念・方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

パーパス・ミッション・行動指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

CSR 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

行動規範／役職員行動の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

人権基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

労働安全衛生・品質・環境(SQE)基本方針 ・・・・・・・・・・・・ 16

情報セキュリティ基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

個人情報保護方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

税務方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針・・・・・・・・・・ 20

千代田化工建設グループ贈収賄防止基本方針 ・・・・・・・・・・・ 21

D&I(ダイバーシティ＆インクリュージョン)ポリシー ・・・・・・・・ 23

国連グローバル・コンパクト(UNGC) ・・・・・・・・・・・・・・・ 24

持続可能な開発目標(SDGs) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

マテリアリティ(重要課題) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

コンプライアンス相談・通報制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

大規模災害発生時の基本行動・具体的対応／BCP／危機管理　32

第11版改定について

「千代田グループ従業員ハンドブック」は、千代田グループで勤務する皆様が日々の業務においていかに振舞うべきか、その基本的な拠り所となる千代田グループの「パーパス」「ミッション」「CSR基本方針」「行動規範」などの基本方針を取りまとめ、2007年10月に第1版を発行しました。
当ハンドブックはその後改定を重ねてきており、今回第11版でも内容をさらに充実させる改定を行いました。
千代田グループは全役職員が公明正大で品格のある行動を実践すること、共通価値観と行動規範を周知、認識しすべてのステークホルダーからの信頼を得ることを目指しています。
当ハンドブックは全役職員が遵守すべき具体的事項に加え、コンプライアンス問題の連絡窓口や通報制度についても掲載し、いつでも参照できるようにしています。また大規模災害時の対応や事業継続計画（BCP：Business Continuity Planning）について、全役職員の安全確保やリスク対応にかかわる事項も掲載しています。
全役職員が当ハンドブックの内容をよく理解し、遵守していくことが当社の持続的成長と価値向上に向けた第一歩です。

第2版（2009年10月）　社内の要請事項、社内アンケート等の結果を反映
第3版（2012年11月）　千代田化工建設グローバル本社への移転・国連グローバル・コンパクトへの署名/国内グループ会社の再編
第4版（2014年8月）　トップメッセージの追加、コンプライアンス体制、グループ会社の追加、内部通報制度窓口担当者変更
第5版（2017年4月）　トップメッセージの変更、役職員行動の手引きの一部変更・コンプライアンス・CSR推進体制の変更
基本方針の追加変更、BCP・危機管理の追加
第6版（2018年2月）　トップメッセージの変更、CSRビジョンの変更、内部相談外部窓口の追加
第7版（2018年5月）　経営ビジョン及びCSRビジョン本文の一本化・CSRビジョンからCSRバリューへの呼称変更
第8版（2018年10月）　トップメッセージの変更、役職員行動の手引きの一部変更・人権基本方針及び税務方針の追加、
外部相談窓口の一部変更
第9版（2021年4月）　「CSRハンドブック」から「従業員ハンドブック」に名称変更・トップメッセージの変更、再生理念の追記、
重要課題の追加、人権基本方針の変更、リスクマネジメント方針の削除、労働安全衛生・品質・環境（SQE）
基本方針の変更、コンプライアンス通報制度・危機管理体制の変更
第10版（2022年4月）　トップメッセージの変更、グローバル規範・コンプライアンス・CSR推進体制の変更
第11版（2025年4月）　トップメッセージの変更、千代田グループのCSRとグローバル基準についての削除、千代田グループの企業理念・方針の変更、役職員行動の手引きの修正、労働安全衛生・品質・環境（SQE）基本方針の変更、D&I（ダイバーシティ＆インクリュージョン）ポリシー及び千代田化工建設グループ贈収賄防止基本方針の追加、コンプライアンス/CSR推進体制の削除、マテリアリティ（重要課題）の変更、コンプライアンス相談・通報制度の変更、危機管理の変更

千代田グループの企業理念・方針

私たちの存在意義

パーパス

私たちの果たすべき使命

ミッション

私たちの仕事への向き合い方

行動指針

私たちの行動の拠り所

CSR基本方針

コンプライアンス
行動規範(役職員行動の手引き)

- コーポレートガバナンス・ポリシー
- 人権基本方針
- 労働安全衛生・品質・環境(SQE)基本方針
- 情報セキュリティ基本方針
- 個人情報保護方針
- 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針
- 税務方針
- マルチステークホルダー方針
- 人財開発基本方針
- 贈収賄防止基本方針
- ダイバーシティ＆インクリュージョンポリシー

パーパス　－私たちの存在意義－

社会の“かなえたい”を共創（エンジニアリング）する

ミッション　－私たちの果たすべき使命－

総合エンジニアリング企業として、英知を結集し研鑽された技術を駆使してエネルギーと環境の調和、健やかで豊かな未来を目指して事業の充実を図り、持続可能な社会の発展に貢献します。

行動指針　－私たちの仕事への向き合い方－

①　自分が当事者であるとの自覚を持って考え・行動する

②　「責任の連鎖」を知る

③　経済的な付加価値のある仕事・社会価値を追求する

④　「価値の毀損」から当社を守るリスクマネジメントの意味を理解する

⑤　人財の価値の所在を知る

千代田グループ

CSR 基本方針　ー私たちの共有する価値観ー

1 信頼される企業
世界トップクラスの技術と知見の提供により、お客様をはじめすべてのステークホルダーから信頼され続ける企業となるよう努めます。

2 環境への取組
研鑽された技術を駆使して、地球環境と、経済・社会活動の調和を図り、社会にとってかけがえのない企業であり続けるよう努めます。

3 社会への貢献
国内・海外のエンジニアリング事業の遂行を通じ、人材育成、技術移転、環境保護等の地域社会への貢献とグローバル課題への取組を行います。

4 人の尊重
すべての人々の人権を尊重します。同時に従業員の多様性、個性、人格を尊重し、従業員とその家族が誇りを持てるような働きやすく、働きがいのある企業風土作りに努めます。

5 公明正大な企業運営
常に高い倫理観に基づいて公正な事業を営み、透明性と安定性を高めるよう努めます。

私たちが行動する際の拠り所

千代田グループ
役職員行動の手引き

千代田グループ
行動規範

2018 年 5 月 9 日（改定）
2017 年 12 月 6 日（改定）
2009 年 4 月 1 日（改定）
2006 年 4 月 1 日

行動規範

当社グループは、企業活動の基本が社会と顧客からの信頼と共感にあることを認識し、業務遂行の社会的妥当性を確保するため、国内外の法規・国際的取り決め・社内ルール遵守を徹底するとともに、次の原則に従って事業活動を行う。

1．常に品質の向上に努力して社会に有用な設備・サービスを提供し、顧客の信頼に応える。
2．企業活動に対する社会と顧客の信頼と共感を得るため、透明・自由な競争と公正な取引を実践する。
3．株主を始めとするステークホルダー、及び広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4．環境問題への取り組みがエンジニアリング企業グループの活動原点の一つであると認識し、関係諸機関とも協力し合って社会に貢献する。
5．反社会的勢力には毅然と対峙し、利益供与は行わない。
6．個人及び顧客に関する情報の取扱いに留意し、知的財産権についても、所有者の権利を侵害することなく、適切に取り扱う。
7．公私のけじめをつけ、会社の利益に反する行動は行わない。
8．全ての人々の人権を尊重する。同時に従業員の多様性、個性、人格を尊重するとともに、職場環境の整備により従業員の健康と安全の確保に努める。
9．当社グループ経営トップは、本規範に定める精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者へ周知徹底する。また、グループ内外の声を把握し、この遵守事項に反するような実態が発生した時には、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を表明し、実効ある体制の整備に努める。

以　上

役職員行動の手引き

当社グループの役職員は、【千代田グループ行動規範】に定める精神を十分に理解し、次の各項を遵守して業務遂行にあたる。

1．常に品質の向上に努力して社会に有用な設備・サービスを提供し、顧客の信頼に応える。

① 業務に関係する法令・諸基準を遵守する。
② 業務に関係する許認可取得、及び届出・報告等の手続きを確実に行う。

2．企業活動に対する社会と顧客の信頼と共感を得るため、透明・自由な競争と公正な取引を実践する。

① 同業者間や業界団体で、価格・数量・市場分割等の協議・取り決めを行うなどの不当な取引制限を行わない。
② 同業者間、あるいは業界団体で共同し、新規参入者や特定の事業者との取引を断ったり、打ち切ったりしない。
③ 下請事業者の利益を、不当に害する行為は行わない。
④ 貿易に関する各種条約、各国諸法令等を遵守する。
⑤ 戦略物資、その他特定貨物、特定技術の輸出取引・役務提供取引等については、関係法令を遵守して取引可否を慎重に検討する。
⑥ 関係官庁あてに真正な手続きを行う。
⑦ 国内・海外を問わず、公務員またはこれに準じる立場の者、及び全てのステークホルダーへの不正な金品・便益その他経済的な利益の供与は行わない。
⑧ 取引先またはその役職員への贈答・接待は過剰を避け、国際的ビジネス・ルールの範囲内で行う。
⑨ 各国・地域において、法規で許される範囲を超える贈答を行わない。
⑩ 社会的儀礼の範囲を超える贈答・接待はこれを受けない。

3．株主を始めとするステークホルダー、及び広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する。

① インサイダー取引を行わない。
② 情報開示を含むIR活動を通じて、株主、投資家の理解促進に努める。
③ 財務・会計・税務に関する記録や報告は、適時・正確に行う。

4．環境問題への取り組みがエンジニアリング企業グループの活動原点の一つであると認識し、関係諸機関とも協力し合って社会に貢献する。

① 環境に関する条約・法令等を遵守し、環境の保全に努める。
② 気候変動、自然環境及び生態系への影響に配慮して、事業活動を行う。
③ 資源・エネルギーを効率的に利用すると共に、廃棄物の減量・有効利用・リサイクルに努める。

5．反社会的勢力には毅然と対峙し、利益供与は行わない。

① 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、安易な問題解決を行わず、速やかに担当部署に通報して対処する。
② 反社会的勢力が装う一般取引にも十分に注意を払い、そのような事例に該当する場合には取引を行わない。

6．個人及び顧客に関する情報の取扱いに留意し、知的財産権についても、所有者の権利を侵害することなく、適切に取り扱う。

① 顧客等他の事業者や他人の情報及び業務上知り得た会社の機密情報の管理は厳重に行い、漏洩したり、許可された目的以外に使用しない。
② 会社の機密情報を、業務の必要上社外に開示する場合は、事前に秘密保持契約を締結するなど社内規定を遵守し、漏洩を防止する。
③ 社外からの問い合せについては個人の判断で対応せず、特に回答窓口部署が定められている場合は、同部署に連絡の上その指示を受ける。
④ 業務上知り得た機密情報は、退職後も漏洩したり使用しない。
⑤ コンピュータソフトウエアの無断コピー等、他の事業者や他人の知的財産権への侵害には十分留意し、これに該当する行為は行わない。

7．公私のけじめをつけ、会社の利益に反する行動は行わない。

① 会社の資産を不当に利用したり、会社の財産・経費を私的に利用しない。
② 社内情報システム等を不正に、あるいは私的に使用しない。

8．全ての人々の人権を尊重する。同時に従業員の多様性、個性、人格を尊重するとともに、職場環境の整備により従業員の健康と安全の確保に努める。

① 世界人権宣言※1、国際労働基準※2 を支持し、ビジネスと人権に関する指導原則※3 を尊重する。
② 人種・信条・宗教・性別・性的指向や性自認・国籍・年齢・出身・心身の障害・病気等事由の如何を問わず、差別を行わない。
③ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメントを行わない。
④ 各国・地域の文化、慣習、言語等を尊重すると共に、国際社会や地域社会との調和を心掛ける。
⑤ 安全な作業環境、衛生的環境を保持する。
⑥ 安全教育を徹底し、安全意識と安全知識を啓発する。
⑦ ワーク・ライフ・バランスを推進する。

※1　1948 年 12 月 10 日の第 3 回国連総会で採択された、すべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての宣言
※2　2010 年 6 月までに国際労働機関 ILO で採択された、労働条件、労働安全衛生、労使関係、雇用、職業訓練、社会保障、船員関係等、労働社会問題全般の分野に及ぶ 188 の条約と 200 の勧告
※3　2011 年に国連人権理事会で承認された、全ての国と企業が尊重すべきグローバル基準

９．当社グループ経営トップは、本規範に定める精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者へ周知徹底する。また、グループ内外の声を把握し、この遵守事項に反するような事態が発生した時には、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を表明し、実効ある体制の整備に努める。

付　則

① 千代田グループ役職員には、顧問、嘱託、国内外グループ企業への出向者と役員・従業員を含める。

②【千代田グループ役職員行動の手引き】は日本国内を念頭においているので、海外において【千代田グループ行動規範】の趣旨に則り、当該国・地域の法令・ルールに基づき必要に応じ修正する。

③ この遵守事項に違反する行為に対する懲戒については、違反の内容、程度によって就業規則等に基づき判断する。

④【千代田グループ行動規範】、【千代田グループ役職員行動の手引き】は、2006 年 4 月 1 日から適用する。2012 年 11 月、当社は国連グローバル・コンパクトに署名した。当社グループの役職員は、その精神をも十分に理解して業務遂行にあたるものとする。

最終改定：2021 年 4 月 1 日

以　上

2021 年 4 月 1 日

人権基本方針

千代田化工建設グループ(以下、千代田グループ)は、国内外の工事現場運営、国際的な調達などグローバルに展開する事業活動の全ての過程において、人権を尊重することの重要性を認識しており、人権尊重の取り組みを推進し、その責務を果たすべく、以下のとおり人権基本方針(以下、本方針)を定めます。

本方針は、千代田グループ全ての役員と従業員に適用します。また、千代田グループの事業活動に関係する全ての取引関係者･ビジネスパートナーやその他関係者にも、本方針を理解･支持し、人権の尊重に努めて頂くことを期待します。

1. 人権の尊重

千代田グループは、グローバルな事業活動が直接的または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解しています。また、社会の一員として、事業活動における人権尊重の重要性を認識しています。

千代田グループは、「国際人権章典」(※1)及び国際労働機関(ILO)の「労働の基本原則および権利に関する宣言」(※2)に規定される人権を尊重するとともに、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」(※3)に従い人権尊重の取組みを推進します。

千代田グループは、事業活動を行うそれぞれの国･地域で適用される法令を遵守します。該当国･地域の国内法令が国際的に認められた人権と矛盾がある場合においては、該当国･地域の国内法令を尊重しつつ、国際的な人権の原則を最大限に尊重できる方法を追求します。

千代田化工建設株式会社は、2012 年に国連グローバル･コンパクトに署名し、その 10 原則を支持しています。

(※1)「国際人権章典」:1948 年に国連総会で採択されたすべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての「世界人権宣言」、並びに 1966 年に国連総会で採択された「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」及び「市民的、政治的権利に関する国際規約」の 3 つの文書の総称。

(※2)「労働の基本原則および権利に関する宣言」:1998 年 6 月に国際労働機関総会で採択され、「結社の自由及び団体交渉権」、「強制労働の禁止」、「児童労働の実効的な廃止」、「雇用および職業における差別の排除」の 4 分野を、労働において最低限守られるべき基準。

(※3)「ビジネスと人権に関する国連指導原則」:2011 年に国連人権理事会で承認され、事業活動に関連する人権への負の影響に対応する上で、全ての国と企業が尊重すべきグローバル基準。

2. 人権デュー・ディリジェンス

千代田グループは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に基づき、千代田グループの事業活動における人権への影響を特定・評価し、防止または軽減するための措置を講じる仕組み（人権デュー・ディリジェンス）を構築し、継続的に実施します。

それにより問題が判明した場合には適切に対処し、是正に努めます。 また、苦情処理制度を通じて効果的な救済を提供します。

3. 人権に関する重点課題

千代田グループは、以下の人権課題への取り組みを当面の重要な要素であると認識しています。

- **差別・ハラスメントの排除**： あらゆる差別やハラスメント等を行わず、またこれを認めない。
- **強制労働・児童労働の禁止**： あらゆる強制労働、児童労働を行わず、またこれを認めない。
- **多様性の尊重・ワークライフバランス重視**： 多様性を尊重し、ワークライフバランス実現を支援する
- **労働安全衛生支援**： 職場環境の整備により、従業員の健康と安全の確保に努める。
- **労働時間・賃金**： 労働時間の管理及び賃金の支払を適切に行う。
- **労働基本権の尊重**： 結社の自由、団体交渉権をはじめとする労働基本権を尊重する。
- **社会との調和**： 社会との調和に努め、地域コミュニティのステークホルダーの人権を尊重する。

4. 教育・啓発

千代田グループは、グループ内に本方針を浸透させ、それを遵守するために、全ての役職員に対し適切な教育の提供と意識啓発を継続して行っていきます。

5. モニタリング・情報開示

千代田グループは、本方針の遵守状況を継続的に検証し、必要に応じて改善していくとともに、本方針に基づく人権尊重の取組みをウェブサイト等で定期的に情報開示します。

また、人権への影響に関する対応について、影響を受けるグループやその他の関連ステークホルダーと真摯に対話・協議を行っていきます。

2024年 10 月 1 日

労働安全衛生・品質・環境（SQE）基本方針

当社グループは、「持続可能な社会の発展」に貢献することが事業活動の原点であることを自覚のうえ、当社グループの仕事に携わる全ての者がリーダーシップを発揮し、顧客やパートナー、関係先、政府、地域社会などと協力し、顧客ならびに社会の要求を満足し、以下を基本方針として、労働安全衛生・品質・環境（SQE）マネジメントを推進する。

1. SQE において「あらゆる事故は防止できる」との信念のもと、SQE はひとり一人の責任であることを自覚し、教育訓練の徹底により、SQE への認識と知識および力量を啓発する。
2. 健康と安全を大切にする風土の醸成と職場環境の整備を推進する。
3. 技術およびエンジニアリング能力を駆使し、SQE に関する顧客ならびに社会の要求に適合した製品・サービスを提供する。
4. あらゆる事業活動について、SQE に関わるリスク要因および機会を特定し、社内外の顧客やパートナー、関係先と連携を取り、実現可能な方法でリスクを最小限、機会を最大限となるよう、その SQE マネジメントを適切に行う。
5. 資源・エネルギー消費の最適化、排出物および廃棄物の無害化・減量・再資源化、ならびに低炭素社会に向けたカーボンマネジメントについて、問題解決に役立つ技術の開発と普及を推進する。
6. SQE に関する法律・規則、協定、合意された顧客要求事項および社内ルールを順守する。
7. 明確な目標を設定し、SQE マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

この基本方針は、勤務場所の如何を問わず、当社グループの仕事に携わる全ての者に向けて示達する。

当社グループのあらゆる事業活動において
安全はすべてに優先する

2016 年 8 月 9 日

情報セキュリティ基本方針

当社グループは、全ての情報資産を安全かつ適正に保護･維持する。その中でも顧客及び取引先から提供された情報資産の保護は業務遂行における最重要事項の一つと認識し、当社グループの全ての者がこの基本方針のもとに情報セキュリティマネジメント活動を推進する。

1. 情報セキュリティに関する法令･規則、顧客及び取引先との契約を遵守する。
2. 情報セキュリティ管理体制を構築し情報セキュリティに関する規定を定め、それに従い情報資産を維持･管理する。
3. 情報資産の盗難･漏洩･紛失･改ざん等の情報セキュリティ事故防止のために最適な管理策を講じる。
4. 万一、情報セキュリティ事故が発生した場合は、当該規定に従い対応し、再発防止策を講じ、必要に応じて管理体制と規定を見直す。
5. 情報セキュリティについて必要な教育･啓発を継続的に行い、当社グループの全ての者の情報セキュリティ意識を高める。

この基本方針を掲げ、あらゆる情報セキュリティ事故発生を防止し、千代田ブランドの維持･向上を目指すよう、当社グループ全ての者に示達する。

最終改定：2024年1月1日

2018 年7月 2 日

個人情報保護方針

当社グループは、プライバシーおよび個人情報の重要性に鑑みて、「当社情報セキュリティマネジメントシステム」の諸規程に則ってこれらの情報を 適切に保護するとともに、関連する法令ならびにガイドラインなどを遵守 する。 次の事項に従い、経営者・従業員全員が一体となって、関係協力会社など とも協力して、プライバシー及び個人情報の適切な保護を推進する。

1. 明確で正当な目的がある場合に限り、個人情報を公正かつ合法的に取得・利用する。
2. 個人情報をその当初の目的以外及びその当初の目的の範囲外では使用・開示しない。
3. 個人情報を正確にかつ継続的に更新する。
4. 個人情報をその当初の目的に必要な期間を超えて保有しない。
5. 個人情報を本人の承諾を得た場合または法令で定められた場合を除き、第三者には提供しない。個人情報を第三者に提供する場合には、その第三者に対し契約により適切な管理を義務付ける。
6. 各個人からの個人情報の照会、修正、消去等の希望に対しては合理的な範囲で速やかに誠意をもって対応する。
7. 個人情報への不正アクセス、変更、開示、破壊及び事故による消失や破壊を防止するために適切なセキュリティ手段を講じる。
8. 本方針を確実に実施するため、管理・運用体制を確立し適宜改善する。

この基本方針は、勤務場所の如何を問わず当社グループの仕事に携わる、全ての者に示達する。

最終改定：2024年1月1日

2018 年 9 月 3 日

税務方針

当社グループは、事業活動を行う国、地域において、税務コンプライアンスの維持、向上に努めることは、事業継続に欠くことの出来ない重要な社会的責任の一つと認識し、以下を「税務方針」として定める。

1. 税法の遵守

高い企業倫理並びに良識と責任をもって、事業活動を行う各国の関連する全ての税務関係法令を遵守し、適時適切に税務申告を行う。また、OECD※1 の BEPS プロジェクト※2 等の国際ルールにも十分留意した事業活動を行い、グローバルな視点においても適切に納税義務を果たす。

取引実態と乖離した、法令及び制度の趣旨から逸脱する租税回避のみを企図する取引は一切行わない。

2. モニタリング／レビュー

各国の税法改正や国際ルールの動向等への対応を含め継続的にグループ企業全体の税務のモニタリングを行う。また、必要に応じて外部の会計／税務の専門家を起用しレビュー、助言を得ながら改善を図り、税法に抵触するリスクの排除に努める。

3. 税務当局との関係

各国の税務当局には、関連する法令に従い税務の透明性を高めるべく説明責任を果たし、信頼関係の構築と維持に努める。

※1 経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development)はヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め 35 ヶ国の先進国が加盟する国際機関。国際経済全般について協議することを目的とした、国際機関。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、1) 経済成長、2)自由貿易化、3)途上国支援「OECD の三大目的」に貢献することを目的としている。

※2 BEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)による、多国籍企業の国際的な課税逃れに対抗するため、2012 年 6 月 OECD において国際課税ルール全体を見直すために発足したプロジェクト。「実質性」「透明性」「予見可能性」の3本柱から成る。

2016 年 1 月1日

特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

当社は、個人番号関係事務を実施する事業者として、特定個人情報の適正な取扱い確保に組織として取り組むため、以下の基本方針に従い、関係会社と協力して、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報を厳格に運用管理する。

1. 当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守して、特定個人情報を適正に取扱う。
2. 当社は、特定個人情報の「取得」「保管」「利用」「提供」「開示、訂正、利用停止」「廃棄」の各段階における安全管理措置を「特定個人情報取扱規定」に定めて、特定個人情報の安全管理を徹底する。
3. 当社は、社内からの質問や苦情を受け付ける窓口を設け、上記 2. 項の規定を継続的に見直して、その改善に努める。

この基本方針は、勤務場所の如何を問わず当社の仕事に携わる、全ての役員及び従業員に向けて示達する。

最終改定：2024年1月1日

2024 年 4 月 1 日

千代田化工建設グループ贈収賄防止基本方針

千代田化工建設グループ(以下、当社グループ)は、当社グループの贈収賄防止に関する基本的な考え方やすべての役員及び従業員(以下、役職員)が遵守すべき事項を明確にし、贈収賄防止を徹底するため、以下のとおり贈収賄防止基本方針(以下、本方針)を定めます。

1. 贈収賄の禁止

当社グループの役職員は、以下の事項を遵守します。

(1) 法令遵守

弊社の事業を遂行する国・地域に適用され得る贈収賄の禁止に関する法規制を遵守します。

(2) 贈賄の禁止

国内外を問わず、また公務員等(*1)か民間人かを問わず、何人に対しても、直接又は間接に不正な意図に基づく金銭その他の経済的利益を供与し、申し出、約束し、若しくはこれらの行為を行うことを承認し、又はこれらを疑われるような行為を行いません。また、身体・生命の危機が切迫している場合を除き、金額の多寡にかかわらずファシリテーション・ペイメントの支払い(*2)を行わず、賄賂等を要求された場合には断固としてこれを拒否します。

(3) 収賄の禁止

健全な商習慣や社会的儀礼の範囲を超える贈答・接待等の要求を行わず、またこれを受領しません。

(*1)「公務員等」とは、以下の各号の何れかに該当する者をいいます。

① 日本国又は外国の政府・地方公共団体、又はその内局の役職員
② 特殊法人や独立行政法人等、日本国又は外国の特別の法令に基づき設立された機関の役職員
③ 日本国又は外国の政府・地方公共団体が直接的又は間接的に議決権のある株式を所有、出資の過半数を所有、役員の過半数を任命又は指名する権利を有する、又は株主総会等で特別な権限・拒否権を有する事業者及びその役職員
④ 国際機関の役職員
⑤ 政党若しくはその職員、又は公職の候補者
⑥ 国王・首長或いは当該国を実効的に支配していると認識されている人物
⑦ 上記のエージェンシーや委任事務受諾者等、代理やその他の関係により上記の権限を行使するもの(個人の場合は当該個人)及びその役職員

(*2)「ファシリテーション・ペイメント」とは、通関手続、ビザ申請手続やその他許認可に関する手続等を含む通常の行政サービスに係る手続の円滑化を目的とした公務員等への少額の支払をいいます。

2. **リスク評価**
当社グループは、当社グループにおける贈収賄リスクを定期的に評価し、必要に応じ本方針及び本方針に基づき実施する措置を見直し、継続的な改善を図ります。

3. **体制構築**
当社グループは、事業形態、遂行国・地域の特性や贈収賄リスクに応じて、贈収賄を防止するための体制を構築・運営し、役職員が従うべき社内規程等を整備・維持します。

4. **公務員等への賄を防止するための社内手続**
当社グループは、公務員等への贈賄を防止するため、贈賄リスクが高いと考えられる以下の行為を行うに際しての社内手続を整備・運用します。

（1）公務員等に対する贈答・接待を含む経済的利益の供与
公務員等に対する利益供与は、適用される法令、社内規程及び社会的通念に従うとともに、外観上の疑惑や不信を招かないよう、社会的儀礼の範囲内で行います。

（2）代理店やコンサルタント等を起用する場合の手続
第三者を通じた贈賄を防止するため、公務員等との接点を有する代理店やコンサルタント等を起用するに際しては、当該代理店やコンサルタント等に関する贈収賄リスクの評価を実施し、当該代理店やコンサルタント等と締結する契約において贈賄を行わないこと等を含む条項を設けます。

5. **不正会計の禁止**
当社グループは、適切な内部統制システムのもと、すべての取引について事実に基づき正確に会計帳簿に記録し、関連資料を適切に保管します。

6. **相談・通報・報告体制の整備**
当社グループは、贈収賄行為を防止し、また早期に発見・是正するため、相談・通報窓口を整備します。また、相談・通報者及び調査協力者が、相談・通報や調査協力したことを理由に不利益な取扱いを受けることがないよう、適切な措置を講じます。

7. **違反に対する処置**
当社グループは、役職員が本方針に違反した場合、直ちに事実関係を調査し、適切に対処します。また、社内規程等に従い、違反者に対して厳正な措置をとるものとします。

8. **教育・啓蒙**
当社グループは、本方針の周知徹底及び役職員の倫理意識の更なる徹底を図るため、役職員に対する定期的な教育・研修等を実施します。

9. **モニタリング**
当社グループは、本方針に基づく贈収賄防止体制が適正に運用されているかを定期的に監査・評価し、必要に応じて贈収賄防止体制の改善を行います。

CHIYODA GROUP

2023 年 10 月 1 日

D&I(ダイバーシティ&インクリュージョン)ポリシー

千代田化工建設グループは、社会の“かなえたい”を共創(エンジニアリング)する企業であるために、性別、国籍、人種、年齢、宗教、性的指向や性自認、障がいの有無、働き方や役割の違い等の多様な個性を尊重します。
一人一人が尊重され、活き活きと能力・実力を発揮できる環境をつくり、一人一人が持つ多様な意見、知恵、経験、能力、技術力を結集することで、変化に対応し、社会的な価値を創出できる組織を目指します。

企業理念・方針一覧

国連グローバル・コンパクト(UNGC)

国連グローバル・コンパクト(UNGC*1)は、各企業、団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な取り組みです。当社は2012年11月にUNGCに署名し、10原則の実現に向けて努力を継続しています。

当社グループの役職員は、行動規範、役職員行動の手引きと併せ、その精神も十分に理解して、周囲のメンバーと協力し具体的な形に落とし込み、実践していくことを常に心かけてください。

*1:UNGC
1999 年の世界経済フォーラム(ダボス会議)の席上でコフィー・アナン国連事務総長(当時)が提唱し、アントニオ・グテーレス国連事務総長も明確な支持を表明しているイニシアティブです。現在では世界約 165 カ国で 1 万 3 千を超える団体(その内企業が約 8,300 社)が署名し、「人権」、「労働」、「環境」、「腐敗防止」の 4 分野・10 原則を軸に活動しています。

UNGC で実態努力を宣言する 10 項目

人　権	1. 人権擁護の支持と尊重 2. 人権侵害への非加担	役職員行動の手引き8.で「すべての人々の人権を尊重する」と定めており、これをすべての活動の基本としています。8.(2)で人権の尊重、事由の如何を問わず差別の禁止、8.(3)で職場の身近な課題であるセクハラ、パワハラについても禁止を明確に定めています。
労　働	3. 組合結成と団体交渉権の実効化 4. 強制労働の排除 5. 児童労働の実効的な排除 6. 雇用と職業の差別撤廃	役職員行動の手引き8.(5)(6)で「安全な作業環境、衛生環境の保持」「安全教育の徹底」を定めています。国内外すべての工事現場を含めて法令や顧客要請などを遵守し職場運営をしています。
環　境	7. 環境問題の予防的アプローチ 8. 環境に対する責任のイニシアティブ 9. 環境にやさしい技術の開発と普及	「経営理念」で、「エネルギーと環境の調和」を掲げると共に、「持続可能な社会の発展に貢献する」と宣言しています。さらに労働安全衛生・品質・環境(SQE)基本方針の中にも宣言に該当する活動を明記しています。また、役職員行動の手引き4. にもこの実現を目指してすべきことを示しています。
腐敗防止	10. 強要・賄賂等の腐敗防止の取組み	役職員行動の手引き2.(7)(8)(9)で「全てのステークホルダーへの不正な利益の供与」「過剰な贈答・接待」「法規で許される範囲を超える贈答」を行わない、また(10)で「社会的儀礼の範囲を超える贈答・接待」を受けないと定めています。

UNGCの詳細については下記URLを参照願います。
http://www.ungiobalcompact.org／(UNGC英語サイト)
http://www.ungcjn.org／index.html((社)グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク日本語サイト)

持続可能な開発目標(SDGs)

2015年度、ニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「アジェンダ2030」が採択されました。千代田グループは、17の目標と169のターゲットからなるSDGs(Sustainable Development Goals)*2を、可能な範囲で業務を通じて達成すべく努めていきます。

*2:SDGs(Sustainable Development Goals)
2015年に、ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で150を超える加盟国首脳参加のもと、採択された目標です。2015年から2030年までに貧困、飢餓、エネルギー、気候変動、平和社会実現など持続可能な開発にむけて達成すべき17の目標と169のターゲットが示されています。



マテリアリティ(重要課題)

当社は、1948 年に「技術による社会への奉仕」をスローガンに、社会的課題に対して高度な技術力を用いて解決するエンジニアリング会社の草分けとして創設され、以来、国際社会の要請を的確に捉えながら、研鑽された技術を駆使し、「エネルギーと環境の調和」というミッションに沿って、社会とともに歩みを続けてきました。

2015 年に国連で採択された「パリ協定」では、気候変動の取り組みとして脱炭素社会を目指すという国際社会のコンセンサスが打ち出され、「持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals(SDGs)」を世界共通のゴールとして、企業も事業を通じたグローバルな課題解決への取り組みを強く求められています。

こうした中、当社は事業運営の基盤となる CSR 基本方針に加え、当社が企業価値向上に向けて中長期的に取り組むべき社会課題をマテリアリティとして再定義しました。当社はマテリアリティを指針とした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に向けた取り組みをより一層強化していきます。

	E(環境)	S(社会)			G(ガバナンス)
マテリアリティ	環境負荷低減社会の実現	豊かで健やかな生活の実現	多様な人財が価値創出にチャレンジできる組織風土の実現	社会課題に自律的に取組む人財の創出	公明正大な企業運営

マテリアリティと取組方針

	マテリアリティ	主要テーマ	当社の取組方針
E 環境	環境負荷低減社会の実現 	■GHG 排出量削減による気候変動の抑制 ■クリーンエネルギーの安定供給 ■循環型バリューチェーン構築	■LNG の脱炭素化をリードし、エネルギー安全保障への貢献 ■CCUS や水素技術でカーボンニュートラルに貢献 ■蓄電池・再エネ設備・VPP に関与し、再生エネルギーの安定供給に貢献
S 社会	豊かで健やかな生活の実現 	■ライフサイエンスソリューション提供による人々の健やかな営みへの貢献 ■持続可能な産業基盤の構築 ■全ての人々の人権を尊重	■連続生産技術や事業投資により高度医療に貢献 ■プラント O&M 業務の変革を実現 ■脱炭素社会実現の鍵となる素材の安定供給に貢献 ■人権に配慮した事業運営
	多様な人財が価値創出にチャレンジできる組織風土の実現 	■ダイバーシティ&インクルージョンの推進 ■組織風土の変革 ■健康経営基盤の更なる充実 ■健全な労使関係	■当社の強みを“しなやかなマインドセット”のもと更に伸長させ、事業の変革に挑戦するキーマンを育成・拡充
	社会課題に自律的に取組む人財の創出 	■業務遂行力を支える専門/基礎教育の確立 ■事業のキーとなるプロ人財をつくる強力な育成の実行 ■デジタル人財の育成	■人財/組織が共に“Well-being”を目指し、価値創出に挑戦することでパーパスを体現すると共に、それを人財/組織に還元する持続的サイクルを構築
G ガバナンス	公明正大な企業運営 	■公明正大で品格のある行動 ■公正な取引の推進と適切な情報開示 ■サプライチェーンのリスク管理の徹底 ■コンプライアンスとリスク管理の徹底	■公明正大で品格ある行動を旨として、コンプライアンス上の問題による企業価値の毀損を防止

コンプライアンス相談・通報制度

コンプライアンス相談・通報制度を利用するにあたって

コンプライアンス違反、又はそのおそれがあることを発見した場合、職制又は本制度の利用を通じて相談・報告ください。

ー目的ー

本制度は、当社グループの組織又は個人による国内外の法規・国際的取り決め及び各種内部規程のみならず、人権、ハラスメント、腐敗、情報セキュリティなど、業務遂行の社会的妥当性違反行為（以下、コンプライアンス違反行為）に関する相談・通報を適切処理するための仕組みを定めることにより、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見及び是正・防止を図り、もって、当社グループのコンプライアンス経営の強化に資することを目的としたものです。

ー相談・通報者ー

本制度を利用できる方は、当社グループの役職員（派遣社員等を含む）、その家族、退職者及びインターンシップ参加学生並びに取引事業者の方です。

ー対象となる相談・通報ー

本制度は当社グループ及び当社グループ役職員によるコンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為（以下、通報対象行為）に関する相談・通報を対象としています。
本制度における「通報」とは、通報対象行為を知らせることをいい、「相談」とは、通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受けることをいいます。

ー通報の誠実性ー

通報を行うにあたっては、下記につきご注意願います。

1. 通報は、客観的で合理的根拠に基づいた誠意あるものに限られます。個人的利益を図る目的、虚偽又は他人の誹謗・中傷を目的としたものは禁じます。また、他人の正当な利益又は公共の利益を害するようなものも禁じます。
2. 通報を行う場合は、客観的な合理的根拠・事実とそれに基づく推測とを明確に区別願います。噂を含む曖昧な内容を客観的事実として断言したり、誤解を与える表現を使用することは禁じます。

ー相談者・通報者の保護ー

相談者・通報者の特定につながる情報は、予め相談者・通報者が同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、相談・通報窓口担当者以外に共有せず、また調査により得られた情報についても必要な範囲を超えて共有しません。

また、相談・通報したことを理由として相談者及び通報者に対する不利益取扱いを行われることはありません。なお、万一、不利益取扱いを受けた場合は、コンプライアンスセクションにご連絡願います。コンプライアンスセクションにて事実関係の調査を行います。

ー相談・通報方法ー

社内窓口

相談・通報は、以下の方法でお願いします。

メール	compliance@chiyodacorp.com
通報フォーム	相談・通報フォーム（Whistleblowing Form）
電話（外線）	045-225-7743
郵送	〒220-8765　横浜市西区みなとみらい四丁目 6 番 2 号 みなとみらいグランドセントタラルタワー 千代田化工建設株式会社　法務部コンプライアンスセクション
目安箱（投函）	グローバル本社　19　階リフレッシュルーム、子安受付/社員食堂近く
使送便・面会	千代田化工建設株式会社　法務部コンプライアンスセクション

外部窓口

以下の外部窓口でも受け付けます。

【職場のヘルプライン】

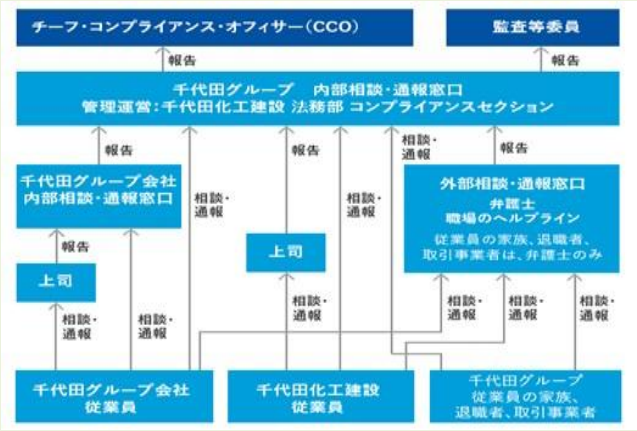
委託会社名	株式会社　クオレ・シー・キューブ
言語	日本語、英語
メール	chiyoda@e-cuore.com（日本語対応のみ）
電話（外線）	【日本語】0120-061-065　（月～土　14:00～21:00） 【英語】0120-965-722　（水・土　18:30～20:30） ＊ 日本語・英語ともに祝日、12/30～1/3、8/13～8/15 を除く
相談・通報対象事項	コンプライアンス、ハラスメント、職場の人間関係
その他	・　千代田化工建設及び国内グループ会社の従業員（派遣社員含む）のみ利用可能です。 ・　匿名での相談・通報が可能です（相談員から相談・通報者の所属会社名は確認させていただきます。また、相談・通報は顕名で行い、千代田化工建設への報告を「匿名」とすることも可能）。 ・　千代田化工建設へ報告するかしないかは相談者・通報者が選択できます。

千代田グループ

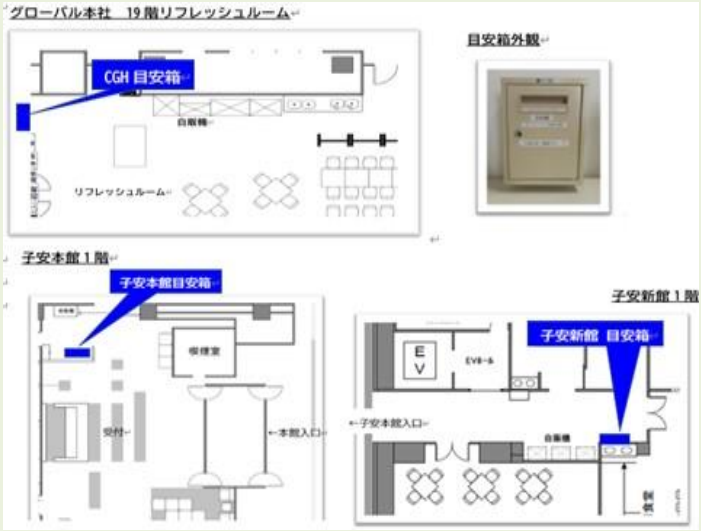
【法律事務所】

事務所名	東京富士法律事務所
言語	日本語、英語
担当者(敬称略)	弁護士　釘澤　知雄
メール	chiyoda-gaibusodan@law.email.ne.jp
電話(外線)	03-3265-0691
相談・通報対象事項	コンプライアンス全般
その他	匿名での相談・通報も可能です(相談・通報は顕名で行い、千代田化工建設への報告を「匿名」とすることも可能)。但し、事案の内容によっては、所属・氏名を伺わないと対応出来ないことがあります。氏名等を伺った場合でも、相談者・通報者の同意なしに当社グループに氏名を開示することはありません。

ー千代田化工建設の体制ー



ー目安箱設置マップー （千代田化工建設内の設置場所）



ーお問い合わせー

本制度のご利用にあたり不明点等ありましたら、下記にお問い合わせ願います。
千代田化工建設株式会社　法務部コンプライアンスセクション
（compliance@chiyodacorp.com）

大規模災害発生時の基本行動・具体的対応

基本行動

1.自身・家族の安全とその確認
2.会社への連絡
3.自衛防災隊・防災対策本部・緊急対策本部の指示に従う
4.横浜市一斉帰宅抑制に賛同　CGH 本社ビルは、発災後最長 72 時間、原則帰宅を抑制

大地震発生時の行動方針

共通項目

ポイント	留意点
自身の安全確保	ご自身の安全を最優先してください。
家族・家屋の状況確認	「**セコム安否確認サービス**」「**伝言ダイヤル**」等を活用してください。
安否報告	「**セコム安否確認サービス**」などにより報告してください。

災害発生時の場所別対応

ポイント	留意点
1.CGH 本社ビル（みなとみらい Grand Central Tower：MMGCT）にいる場合	
MMGCT 内で待機	（火災の場合を除き）外に出ずに MMGCT 内に待機してください。
自職場で指示を待つ	防災対策本部／緊急対策本部の指示に従ってください。
2.子安オフィス・リサーチパークにいる場合	
【原則】避難	子安防火防災対策本部の指示に従い、自宅・一時避難所へ避難してください（津波警報等の場合は本館 4 階以上へ）。
3.自宅 にいる場合	
【原則】自宅待機	原則、自宅で待機してください。
会社状況の確認	社内イントラネット EIP で会社情報を確認してください。
4.外出 している場合	
安全な場所に避難	一時避難所など、安全な場所に避難してください。

火災が発生した場合

各自が所属するビルの「ビル管理センター」の指示に従い、所定の一時避難場所へ避難してください。

危機管理グループ発行(2025.2.1)の防災カード(英文版：Emergency Procedure Card)を常に携帯し、不測の事態に備えてください。


大規模災害時の対応マニュアル
目次
千代田化工建設株式会社

BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）

当社は、危機事象に対する適切な事業継続能力を獲得することを目的にBCM（Business Continuity management：事業継続マネジメント）を導入し、事業継続体制の整備・強化を図っています。
BCMとは、千代田グループへの脅威が顕在化した場合に備え、組織のレジリエンスを構築し、ステークホルダの利益や企業活動を保護する能力を高める為に導入されたマネジメントプロセスです。

BCM活動において、平時から事業中断による当社経営への影響に備えておくことを目的とし、各本部でのBCM活動結果を文書化し共有するのがBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）です。

当社が被災した際には、当社が事業継続のために優先的に行わねばならない業務（優先業務）にリソースを集中させる必要があります。また、被災時に追加的に遂行しなければならない業務（追加業務）も抽出し、その遂行に必須なリソースも設定する必要があります。優先業務及び追加業務にリソースを集中するためには、優先業務以外の通常業務は原則として縮小・中断することになります。BCPは主に、これら業務等を事前に選定するために策定します。

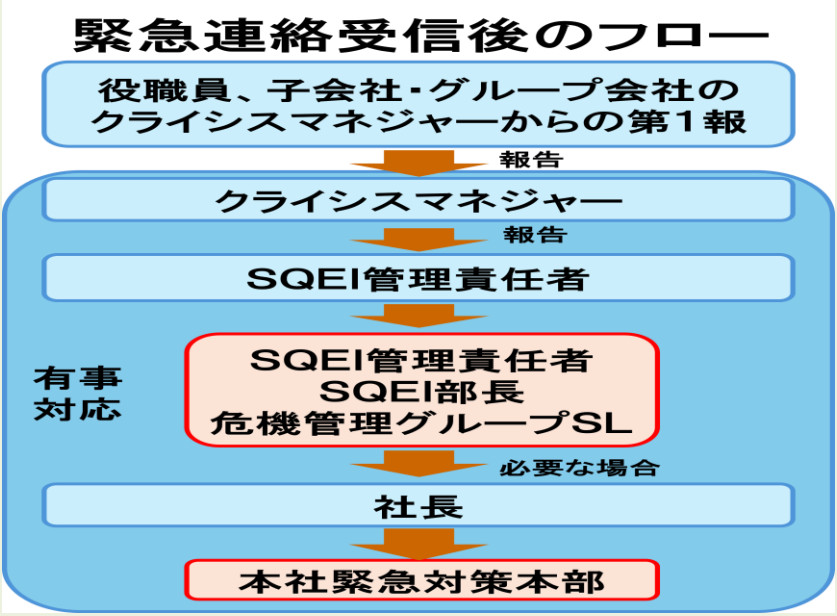
現在当社では、地震及び感染症という二つの災害に対するBCPを策定し、毎年度見直しをしています。

BCPには、BCP策定要領、本社緊急対策本部の体制、BCP発動基準、発動後の対応要領、各本部等毎の業務リスト等が掲載されています。社内イントラネットEIPに掲載しておりますので、確認して下さい。

危機管理

緊急時の報告：クライシスマネジャー制度





緊急時の連絡受信：イントラネットＥＩＰ

緊急時に会社から従業員へ向けたお知らせを掲載します。

EIP TOP ▶ EIP メニュー ▶ Corporate ▶ 危機管理







CHIYODA GROUP

千代田グループ
従業員ハンドブック

第 11版　2025 年 4 月

発行元
千代田化工建設株式会社
人事総務本部
Printed in Japan

所　属	氏　　名

表紙の建物は、千代田化工建設グローバル本社

このハンドブックは常にお手元におき、「行動規範」を意識した行動をお願いします。